

みどり市地域包括支援センター運営方針

1 地域包括支援センター設置の目的

当事業は、みどり市内の高齢者を主な対象に、その心身の状況及び環境等に応じ、介護給付等の福祉サービスや権利擁護等、必要な援助等を利用できるように支援し、当該対象者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 地域包括支援センターの位置づけ

地域包括支援センターは、3か所の日常生活圏域ごとに設置し、地域包括支援センターの事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人への委託を通じて、事業を実施する。

3 業務共通事項の実施指針

(1) 事業計画の策定と評価・改善

- ① 地域包括支援センターは、事業計画を策定し、地域住民へわかりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い、必要な業務改善を行う。
- ② 地域包括支援センターは、事業についての評価を行うとともに、この評価結果と、地域包括支援センター運営協議会における事業についての点検・評価結果を踏まえて、必要な業務改善を行う。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

地域包括支援センターは、日常的な地域活動及び地域ケア会議等を通じて、担当圏域における高齢者のみ世帯等の高齢者の実情や利用者のニーズを把握し、重点的に行うべき業務を定めて業務を実施する。

(3) 職員の確保・職員の姿勢

- ① 地域包括支援センターは、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行う。
- ② 地域包括支援センター職員は、地域住民の支援にあたっては、常に住民の最善の利益を図るために、自己研鑽に努める。あわせて、地域の関係機関等とのネットワーク構築の観点から、情報共有、業務協力、交流等を通じて、専門職間の連携を効果的に進める。
- ③ 地域包括支援センター職員は、3職種のチームアプローチや、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等との多職種連携を通じて、効果的な高齢者支援を行う。

(4) 個人情報の保護

地域包括支援センターは、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報、不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように、情報管理を徹底する。

(5) 利用者満足の上

地域包括支援センターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに、利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備する。

(6) 市との緊密な連携

地域包括支援センターは、地域包括支援センター管理者会議等を通じて、市と緊密な連携を図る。

(7) 公正・中立性の確保

① 地域包括支援センターは、介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を公正・中立に行う。

② 地域包括支援センターは、公正・中立性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会への報告・説明等に協力する。

4 地域包括支援センターの業務について

(1) 第一号介護予防支援業務

高齢者が要介護状態等になることの予防を目的として、厚生労働省令の定める基準に従い、第一号訪問事業、第一号通所事業、又は第一号生活支援事業の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、以下の必要な援助を行う。

- ア 対象者の把握
- イ アセスメント
- ウ 目標の設定
- エ 介護予防ケアプランの作成
- オ モニタリングの実施
- カ 評価、再アセスメント及びプラン変更

(2) 総合相談支援業務

高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の以下の支援を行う。

- ア 初期段階での相談対応を行う
- イ 継続的・専門的な支援を行う
 - (ア) 訪問による相談や情報収集
 - (イ) 支援計画の策定
 - (ウ) サービス提供期間や専門相談機関へのつなぎ
 - (エ) 継続支援のためのモニタリング
 - (オ) その他相談支援に関すること

(3) 権利擁護業務

地域の住民や、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない、又は、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から下記の支援を行う。

ア 成年後見制度の活用促進

- (ア) 成年後見制度の普及啓発を行う
- (イ) 成年後見制度の利用支援を行う
- (ウ) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携を図る
- (エ) 成年後見人等の候補者を推薦できる各種団体と連携を図る
- (オ) その他成年後見制度の活用及び利用促進を図る
- (カ) 市長申立てが必要と思われる場合の市との連携を図る

イ 老人福祉施設等への措置の支援

- (ア) 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携を図る
- (イ) 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援を行う
- (ウ) その他措置に伴う支援を行う

ウ 高齢者虐待への対応を行う

エ 困難事例への対応を行う

オ 消費者被害の防止に努める

- (ア) 訪問による相談や情報収集
- (イ) 消費生活センターとの連携
- (ウ) その他消費者被害の防止のために必要な支援

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

- (ア) 関係機関との連携体制構築への取り組み
- (イ) サービス担当者会議開催支援
- (ウ) 入院・退院、入所・退所時の連携

イ 介護支援専門員に対する個別支援

- (ア) 相談窓口の設置
- (イ) 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
- (ウ) 個別事例に対するサービス担当者介護開催支援
- (エ) ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導

- (オ) 介護支援専門員に対する情報支援
 - (カ) その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援
- (5) 在宅医療と介護連携の推進
- 地域における関係機関との連携、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、在宅医療連携センター等との連携強化を図る。
- (6) 生活支援整備体制事業
- ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築するため、地域福祉の推進役であるみどり市社会福祉協議会や関係機関等と情報共有及び連携強化を図り、生活支援体制の整備に努めること。
- (7) 認知症総合支援事業
- ① 認知症の早期発見や、その疑いのある高齢者に対して総合的に支援を行うため認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チームとの情報共有、連携強化を図る。
 - ② 認知症サポーター養成講座等については、市民だけでなく市内事業所等へも対象を広げるとともに、認知症に対する正しい知識の普及啓発、予防、地域の見守りや支援活動を推進する。
- (8) 指定介護予防支援事業
- 要支援者が、介護保険の介護予防サービス及びそれ以外の必要な医療・保健・福祉サービスを適切に利用できるよう、自立支援に資するサービス提供を考慮したケアマネジメントを行う。また、自立支援を目標としたサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者等関係機関との連携調整を図る。
- (9) その他必要と認める業務
- ア 市及び各生活圈域の地域包括支援センター間の連携に関する業務
 - イ 例月の報告に関する業務
 - ウ みどり市地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務
 - エ 適正な記録管理に関する業務
 - オ 年間事業計画及び年間活動報告に関する業務
- (業務にあたっては、年間事業計画を策定し市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。また、年間の活動報告書を作成し、年度終了後30日以内に市に提出すること。)
- カ その他、地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務